

○船橋市環境保全条例

平成14年12月27日

条例第57号

船橋市環境保全条例

船橋市環境保全条例(平成9年船橋市条例第8号)の全部を改正する。

目次

第1章	総則(第1条—第3条)
第2章	公害の防止及び生活環境の保全等に関する施策(第4条—第15条)
第3章	工場等における公害の防止に関する規制等
第1節	大気汚染の防止
第1款	ばい煙に関する規制(第16条—第28条)
第2款	粉じんに関する規制(第29条—第38条)
第2節	水質汚濁の防止(第39条—第51条)
第3節	地盤の沈下等の防止(第52条—第63条)
第4節	騒音の防止(第64条—第75条)
第5節	振動の防止(第76条—第87条)
第6節	悪臭の防止(第88条)
第4章	特定行為に関する規制等
第1節	屋外燃焼行為の禁止(第89条・第90条)
第2節	拡声機及び深夜騒音等の規制(第91条—第95条)
第3節	特定建設作業に係る騒音等の規制(第96条—第99条)
第4節	その他の行為に関する規制等(第100条—第107条)
第5章	自動車の使用に伴う公害の防止(第108条—第110条)
第6章	地球環境の保全(第111条・第112条)
第7章	雑則(第113条—第120条)
第8章	罰則(第121条—第125条)
	附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、船橋市環境基本条例(平成9年船橋市条例第7号)の本旨を達成するため、生活環境の保全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講じ、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 生活環境の保全等 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)の保全を図ることをいう。

(2) 環境への負荷 船橋市環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。

(3) 公害 船橋市環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。

(市等の責務)

第3条 市、事業者及び市民は、船橋市環境基本条例第3条に規定する環境の保全についての基本理念にのっとり、生活環境の保全等が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第2章 公害の防止及び生活環境の保全等に関する施策

(規制の措置)

第4条 市は、生活環境の保全等のために必要な規制の措置を講ずるものとする。

(大気保全のための施策)

第5条 市は、エネルギーの使用の節約、未利用エネルギーの活用等エネルギーの使用の合理化に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、大気を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(水質保全のための施策)

第6条 市は、生活排水(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第8項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)の排出による公共用水域(同条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、公共用水域の水質を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(土壌及び地下水の汚染の防止のための施策)

第7条 市は、土壌及び地下水の汚染の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、土壌及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(地盤の沈下の防止等のための施策)

第8条 市は、地盤の沈下の防止及び地下水のかん養の促進に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、地盤の沈下の防止及び地下水のかん養の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

(騒音、振動及び悪臭の防止のための施策)

第9条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、騒音、振動及び悪臭を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等の適正管理のための施策)

第10条 市は、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがあると認める化学物質等を有する者に対して、その排出の抑制及び適正な管理に係る対策を進めるとともに、当該化学物質等の適正な管理の普及及び啓発に努めるものとする。

(自動車の使用に伴う公害の防止のための施策)

第11条 市は、事業者、市民及び関係機関と連携して、自動車の使用に伴う公害を防止するために環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全のための施策)

第12条 市は、地球環境の保全に資するため、地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行等に関する知識の普及及び啓発並びに資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策の実施に努めるものとする。

(施設整備及び事業の推進)

第13条 市は、生活環境の保全等に資する公共施設の整備及び事業の推進に努めるものとする。

(監視、測定等の実施)

第14条 市は、生活環境の状況を把握し、及び生活環境の保全等に関する施策を適正に講ずるために、監視、測定、試験及び検査の体制を整備し、必要な調査等を実施するものとする。

(事業者等に対する援助措置)

第15条 市は、事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善等について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、前項の援助措置を講ずるに当たっては、中小規模の事業者に対して特別の配慮を行うものとする。

3 市は、市民が行う環境への負荷を低減する活動に対して必要な援助措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 工場等における公害の防止に関する規制等

第1節 大気汚染の防止

第1款 ばい煙に関する規制

(定義)

第16条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ばい煙 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項に規定するばい煙をいう。

(2) 特定施設 工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

(排出基準)

第17条 市長は、大気の汚染を防止するために必要なばい煙の排出基準を規則で定めるものとする。

2 前項の排出基準(以下この款において「排出基準」という。)は、特定施設において発生し、排出口(特定施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下この款において同じ。)から大気中に排出されるばい煙の量について、ばい煙の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度とする。

(設置の届出)

第18条 ばい煙を大気中に排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 工場又は事業場(以下「工場等」という。)の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類

(4) 特定施設の構造

(5) 特定施設の使用の方法

(6) ばい煙の処理の方法

(7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第19条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であってばい煙を大気中に排出するものは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第20条 第18条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第18条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第21条 市長は、第18条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設に係るばい煙の量が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届

出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第18条第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第22条 第18条第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 市長は、第18条第1項又は第20条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第23条 第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第24条 第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(ばい煙の排出制限)

第25条 特定施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下この款において「ばい煙排出者」という。)は、そのばい煙の量が当該特定施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

(改善命令等)

第26条 市長は、ばい煙排出者が、そのばい煙の量が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(ばい煙の測定等)

第27条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、特定施設に係るばい煙の量及び濃度を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

(事故時の措置)

第28条 特定施設を設置している者は、特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

2 市長は、特定施設を設置している者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第2款 粉じんに関する規制

(定義)

第29条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 粉じん 大気汚染防止法第2条第4項に規定する粉じんをいう。

(2) 特定施設 工場等に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

(基準)

第30条 市長は、大気の汚染を防止するために必要な特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準(以下この款において「基準」という。)を規則で定めるものとする。

(設置の届出)

第31条 特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類

(4) 特定施設の構造

(5) 特定施設の使用及び管理の方法

(6) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第32条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届

け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第33条 第31条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第31条第1項第4号及び第5号に掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第31条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第34条 第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第31条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第35条 第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(基準の遵守義務)

第36条 特定施設を設置している者は、当該特定施設に係る基準を遵守しなければならない。

(基準適合勧告及び命令)

第37条 市長は、特定施設を設置している者が基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定施設について基準に従うべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(事故時の措置)

第38条 特定施設を設置している者は、特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、粉じんが大気中に多量に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

第2節 水質汚濁の防止

(定義)

第39条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 次のいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出する施設であって規則で定めるものをいう。

ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

イ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、アに規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

(2) 排水 特定施設を設置する工場等(以下この節において「特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水をいう。

(3) 汚水等 特定施設から排出される污水又は廃液をいう。

(排水基準)

第40条 市長は、公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な排水基準を規則で定めるものとする。

2 前項の排水基準(以下この節において「排水基準」という。)は、前条第1号アに規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)による汚染状態にあつては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同号イに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(設置の届出)

第41条 工場等から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類

(4) 特定施設の構造

(5) 特定施設の使用の方法

(6) 汚水等の処理の方法

(7) 排水の汚染状態及び量

(8) 排水に係る用水及び排水の系統

(9) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第42条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であ

って排出水を排出するものは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第43条 第41条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第41条第1項第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第41条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第44条 市長は、第41条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下この節において同じ。)においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第41条第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第45条 第41条第1項又は第43条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 市長は、第41条第1項又は第43条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第46条 第41条第1項又は第42条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第41条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第47条 第41条第1項又は第42条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第41条第1項又は第42条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第41条第1項又は第42条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(排出水の排出制限)

第48条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

(改善命令等)

第49条 市長は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

(排出水の汚染状態の測定等)

第50条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(事故時の措置)

第51条 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油(規則で定める油をいう。以下この項において同じ。)を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

2 市長は、特定事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第3節 地盤の沈下等の防止

(定義)

第52条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定用途 工業、鉱業、農業その他の事業の用途であって規則で定めるものをいう。

(2) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取し、これを特定用途に供するための施設であって規則で定めるものをいう。

(基準)

第53条 市長は、地盤の沈下及び地下水位の著しい低下の発生を防止するために必要な揚水施設の構造に関する基準(以下この節において「基準」という。)を規則で定めるものとする。

(設置の届出)

第54条 揚水施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 揚水施設の設置の場所
- (4) 地下水の用途
- (5) 揚水機の能力
- (6) 揚水施設の井戸ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該揚水施設の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第55条 一の施設が揚水施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が揚水施設となった日から30日以内に前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第56条 第54条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第54条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第54条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第57条 市長は、第54条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る揚水施設が基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揚水施設の構造に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第54条第1項の規定による届出に係る揚水施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第58条 第54条第1項又は第56条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揚水施設を設置し、又はその届出に係る揚水施設の構造を変更してはならない。

2 市長は、第54条第1項又は第56条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第59条 第54条第1項又は第55条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る揚水施設が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第54条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (2) 揚水施設に該当しないものとしたとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか揚水施設の使用を廃止したとき。

(承継)

第60条 第54条第1項又は第55条第1項の規定による届出をした者から揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第54条第1項又は第55条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第54条第1項又は第55条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(基準の遵守義務)

第61条 揚水施設を設置している者は、当該揚水施設に係る基準を遵守しなければならない。ただし、規則で定める揚水施設については、この限りでない。

(改善命令)

第62条 市長は、基準に適合していないと認めるときは、当該揚水施設を設置している者に対し、期限を定めて、当該揚水施設の構造の改善を命ずることができる。

(記録及び報告)

第63条 揚水施設により地下水を採取している者は、羽根車式流量計その他の水量測定器を設置し、規則で定めるところにより、地下水の採取量を記録し、及びこれを市長に報告しなければならない。

第4節 騒音の防止

(定義)

第64条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- (2) 特定作業 工場等で行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(規制基準)

第65条 市長は、特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等(以下この節においてこれらを「特定工場等」という。)における騒音の発生を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 前項の規制基準(以下この節において「規制基準」という。)は、特定工場等において発生する騒音の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(設置の届出)

第66条 工場等(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 騒音の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(実施の届出)

第67条 工場等(特定工場等でないものに限る。)において特定作業を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定作業の種類
- (4) 特定作業の目的に係る施設の種類ごとの数
- (5) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- (6) 騒音の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定作業の目的に係る施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第68条 一の施設が特定施設となった際現に工場等(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際現に工場等(特定工場等でないものに限る。)においてその作業を行っている者(作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から30日以内に、当該施設にあっては第66条第1項各号に掲げる事項を、当該作業にあっては前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 第66条第2項の規定は前項の規定による特定施設に係る届出について、前条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第69条 第66条第1項、第67条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第66条第1項第3号から第6号まで又は第67条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が規則で定める範囲内である場合については、この限りでない。

2 第66条第1項、第67条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となったとき、又は当該特定工場等(特定施設が設置されていないものに限る。)で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となった日又は当該特定作業以外の作業が特定作業となった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第66条第2項の規定は前2項の規定による特定施設に係る届出について、第67条第2項の規定は前2項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

(計画変更勧告)

第70条 市長は、第66条第1項、第67条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法、特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第71条 第66条第1項、第67条第1項又は第69条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、若しくは特定作業を行い、又は特定施設の使用の方法等を変更してはならない。

2 市長は、第66条第1項、第67条第1項又は第69条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第72条 第66条第1項、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設又

は特定作業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第66条第1項第1号若しくは第2号又は第67条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (2) 特定施設のすべての使用を廃止したとき、又は特定施設のすべてが特定施設でなくなったとき。
- (3) 特定作業のすべてを行わなくなったとき、又は特定作業のすべてが特定作業でなくなったとき。

(承継)

第73条 第66条第1項、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設若しくは特定作業の目的に係る施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設又は当該特定作業の目的に係る施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第66条第1項、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設のすべてを承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは当該特定作業の目的に係る施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第66条第1項、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)

第74条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び命令)

第75条 市長は、特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、特定施設の使用の方法若しくは配置を変更し、又は特定作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

第5節 振動の防止

(定義)

第76条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって規則で定めるものをいう。

(2) 特定作業 工場等で行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(規制基準)

第77条 市長は、特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等(以下この節においてこれらを「特定工場等」という。)における振動の発生を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 前項の規制基準(以下この節において「規制基準」という。)は、特定工場等において発生する振動の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(設置の届出)

第78条 工場等(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及び能力ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 振動の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(実施の届出)

第79条 工場等(特定工場等でないものに限る。)において特定作業を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定作業の種類
- (4) 特定作業の目的に係る施設の種類及び能力ごとの数
- (5) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- (6) 振動の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定作業の目的に係る施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第80条 一の施設が特定施設となった際現に工場等(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際現に工場等

(特定工場等でないものに限る。)においてその作業を行っている者(作業の目的に係る施設の設置の工事をして
いる者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から30日以内に、当該
施設にあっては第78条第1項各号に掲げる事項を、当該作業にあっては前条第1項各号に掲げる事項を市長に届
け出なければならない。

2 第78条第2項の規定は前項の規定による特定施設に係る届出について、前条第2項の規定は前項の規定による
特定作業に係る届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第81条 第78条第1項、第79条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第78条第1項第
3号から第6号まで又は第79条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市
長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が規則で定める範囲内である場合については、この限り
でない。

2 第78条第1項、第79条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定
施設以外の施設が特定施設となったとき、又は当該特定工場等(特定施設が設置されていないものに限る。)で行
っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となった日又は当
該特定作業以外の作業が特定作業となった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第78条第2項の規定は前2項の規定による特定施設に係る届出について、第79条第2項の規定は前2項の規定に
よる特定作業に係る変更の届出について準用する。

(計画変更勧告)

第82条 市長は、第78条第1項、第79条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出
に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が
損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を
除去するために必要な限度において、振動の防止の方法、特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作
業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第83条 第78条第1項、第79条第1項又は第81条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日か
ら30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、若しくは特定作業を行い、又は
特定施設の使用の方法等を変更してはならない。

2 市長は、第78条第1項、第79条第1項又は第81条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認め
るときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第84条 第78条第1項、第79条第1項又は第80条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設又
は特定作業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届
け出なければならない。

(1) 第78条第1項第1号若しくは第2号又は第79条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 特定施設のすべての使用を廃止したとき、又は特定施設のすべてが特定施設でなくなったとき。

(3) 特定作業のすべてを行わなくなったとき、又は特定作業のすべてが特定作業でなくなったとき。

(承継)

第85条 第78条第1項、第79条第1項又は第80条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設若
しくは特定作業の目的に係る施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設又は当該特定作業の
目的に係る施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第78条第1項、第79条第1項又は第80条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届
出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設のすべてを承継させるものに限る。)があったときは、相続人
、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは当該特定作業の目
的に係る施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第78条第1項、第79条第1項又は第80条第1項の規定による届出をした者の地位を承継し
た者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)

第86条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び命令)

第87条 市長は、特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺
的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態
を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、特定施設の使用の方法若しくは配置を
変更し、又は特定作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従う
べきことを命ずることができる。

第6節 悪臭の防止

(悪臭施設の設置等の届出)

第88条 工場等に設置される施設のうち、悪臭を発生し、若しくは発生するおそれのある施設であって規則で
定めるものを設置し、又は当該施設の構造若しくは使用の方法若しくは悪臭の処理の方法を変更しようとする者は
、事前にその内容を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出者に対し、その工場等の周辺的生活環境を保全す

るために、悪臭の防止に関し必要な助言及び指導を行うものとする。

第4章 特定行為に関する規制等

第1節 屋外燃焼行為の禁止

(屋外燃焼行為の禁止)

第89条 何人も、合成樹脂、ゴム、木材その他の燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生するおそれのある物質を屋外において燃焼させてはならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

(警告及び命令)

第90条 市長は、前条の規定に違反して燃焼行為が行われていることにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止を命ずることができる。

第2節 拡声機及び深夜騒音等の規制

(航空機による拡声機の使用禁止)

第91条 何人も、商業宣伝を目的として航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。)から機外に向けて拡声機を使用して放送を行ってはならない。

(拡声機の使用制限)

第92条 何人も、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して放送を行う場合は、規則で定める拡声機の使用法の基準を遵守しなければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

(警告及び命令)

第93条 市長は、前条の規定に違反して拡声機を使用して放送が行われていることにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止、使用方法の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(深夜における静穏の保持)

第94条 何人も、深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。)においては、静穏の保持を特に必要とする規則で定める区域において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(飲食店営業等の騒音に係る改善命令等)

第95条 市長は、飲食店営業その他の営業で規則で定めるものに係る深夜等(午後7時から翌日の午前6時までの間をいう。)における騒音(客の出入りに伴う騒音を含む。以下この条において同じ。)が規則で定める基準に適合しないことにより、当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第3節 特定建設作業に係る騒音等の規制

(定義)

第96条 この節において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動(以下「騒音等」という。)を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(基準)

第97条 市長は、特定建設作業に係る騒音等の発生を防止するために必要な基準(以下この節において「基準」という。)を規則で定めるものとする。

(特定建設作業の実施の届出)

第98条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに(災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに)、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の種類、場所及び実施期間
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定建設作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善命令等)

第99条 市長は、特定建設作業に係る騒音等が基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音等の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第4節 その他の行為に関する規制等

(炭化水素系物質の排出抑制)

第100条 事業者は、工場等において炭化水素系物質が大気中に排出されるのを抑制するために必要な措置を講じなければならない。

(建設工事に伴う水質汚濁の防止)

第101条 建設工事として行われる作業のうち、公共用水域に汚水又は廃液を排出する作業を行おうとする者は、その作業の実施に伴い発生する汚水又は廃液による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために必要な措置を講じなければならない。

(塩水被害の防止)

第102条 事業者は、塩水を公共用水域に排出するときは、当該水域及びその周辺の水産動植物及び農作物に被害を与えないように必要な措置を講じなければならない。

(生活排水対策の推進)

第103条 市民は、生活排水を公共用水域に排出するときは、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、市が行う生活排水対策の実施に協力しなければならない。

(地下水のかん養)

第104条 事業者及び市民は、地下水のかん養を図るため、雨水の有効利用に努めるとともに、敷地内の舗装又は雨水を処理するための施設の設置をする場合には雨水が地下に浸透しやすい素材又は構造のものを使用する等雨水の地下浸透の促進に努めなければならない。

(掘削工事に伴う地盤沈下等の防止)

第105条 事業者は、他の法令及びこの条例の規定による規制を受ける場合のほか、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行うときは、周辺の地盤及び地下水位に影響がないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地下浸透の禁止)

第106条 事業者は、汚水又は廃液にカドミウムその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で規則で定めるものが含まれている水(当該物質の原液を含む。)を適正に管理し、これを地下に浸透させてはならない。

(土壌汚染の防止)

第107条 事業者は、工場等において、鉛、ひ素、トリクロロエチレンその他の物質で規則で定めるもの(当該物質を含む物質を含む。)を製造し、使用し、又は保管している場合は、当該物質による土壌の汚染を防止するため、定期的に土壌の汚染状態を調査する等当該物質を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第5章 自動車の使用に伴う公害の防止

(自動車の使用者等の義務)

第108条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(同条第3項に規定する原動機付自転車を含む。以下同じ。)を使用し、又は所有する者(以下「使用者等」という。)は、自動車の必要な整備及び停止時における原動機の停止等の適正な運転をすることにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

(自動車の使用抑制等)

第109条 事業を営む使用者等は、合理的な運行管理、共同輸配送(事業者が共同して荷物等の輸送又は配送を行うことをいう。)の採用その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、使用者等は、日常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するよう努めなければならない。

(低公害車等の購入等)

第110条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車(窒素酸化物、粒子状物質等の排出がないか、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。)又は排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し、又は優先して使用するよう努めなければならない。

第6章 地球環境の保全

(地球温暖化等の原因物質の排出抑制)

第111条 事業者は、その事業活動において地球全体の温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン等の物質、オゾン層の破壊の原因となるフロン類並びに酸性雨の原因となる硫酸酸化物及び窒素酸化物の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(資源及びエネルギーの有効利用)

第112条 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用に努めなければならない。

第7章 雑則

(審議会への諮問)

第113条 第16条第2号の特定施設、第17条第1項の排出基準、第29条第2号の特定施設、第30条の基準、第39条第1号の特定施設、第40条第1項の排水基準、第52条第1号の特定用途若しくは第2号の揚水施設、第53条の基準、第64条第1号の特定施設若しくは第2号の特定作業、第65条第1項の規制基準、第76条第1号の特定施設若しくは第2号の特定作業、第77条第1項の規制基準、第92条若しくは第95条第1項の基準、第96条の特定建設作業又は第97条

の基準を定めようとするときは、船橋市環境基本条例第27条に規定する船橋市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(改善等の要請)

第114条 市長は、この条例に定めるもののほか、事業者が事業活動に伴い公害を発生し、又は発生するおそれのある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(異常気象等の発生時における措置)

第115条 市長は、濃霧、異常渇水の継続等の異常気象等に起因して、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、公害を発生させる者又は発生させるおそれのある者(以下この章において「公害発生者等」という。)に対し、必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(報告の徴収)

第116条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害発生者等に対し、公害の原因となる物質の量その他必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第117条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、公害が発生し、又は発生するおそれのある場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(苦情の相談)

第118条 市長は、公害苦情相談員を置き、公害に関する苦情について、市民の相談に応じるものとする。

(調査の請求)

第119条 公害を受け、又は受けるおそれのある者は、規則で定めるところにより、市長にその状況等についての調査の請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の請求があったときは、その状況等を調査し、その結果を当該請求をした者に通知するものとする。

(委任)

第120条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第121条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条、第26条、第44条又は第49条の規定による命令に違反した者

(2) 第91条の規定に違反した者

第122条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第25条又は第48条の規定に違反した者

(2) 第28条第2項、第37条第2項、第51条第2項、第57条、第62条、第75条第2項又は第87条第2項の規定による命令に違反した者

第123条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項、第20条第1項、第31条第1項、第41条第1項、第43条第1項、第54条第1項、第66条第1項、第67条第1項、第78条第1項又は第79条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第90条、第93条、第95条第2項又は第99条第2項の規定による命令に違反した者

第124条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第42条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第68条第1項、第69条第1項若しくは第2項、第80条第1項、第81条第1項若しくは第2項又は第98条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第22条第1項又は第45条第1項の規定に違反した者

(3) 第116条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第117条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第125条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第121条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の船橋市環境保全条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市環境保全条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第43号)の規定によりなされた処分、手続その他

の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、改正後の条例第61条から第63条までの規定は、当分の間適用しない。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。